

平成28年度
第1回台東区都市計画審議会
(抄録)

日時：平成28年12月5日(月)

10:04～11:10

場所：台東区民会館 8階 第3会議室

午前10時04分 開会

1 開 会

2 出席状況及び定足数の報告

定数18名のうち、14名の出席。

3 議事録（抄）の確認

○事務局 次第の4番でございます。議事録の確認をさせていただきたいと思っております。

本審議会は、条例によりまして傍聴による公開を原則としておりまして、議事録につきましては、これまで情報公開請求に応じる形で公表することとしておりました。昨年度末に開催いたしました本審議会におきまして、審議の内容を、区役所の議会の会議室に設置してあるカメラを用いましてインターネットを通じたライブ配信をしてはどうかというような宿題をいただきました。

今回配付させていただいております参考資料、A4、1枚の表になっているものをごらんいただきたいと思っております。こちらは他区の都市計画審議会の議事内容の公開についてまとめたものでございます。ごらんのように、動画を配信している区は現在ございませんが、一方で、議事録をホームページで公開している区が18ございました。審議の中でいろいろな事例などを交えて議論するとき、個別の名称ですとか個別の案件のメリット・デメリットなどというようなことを各委員の自由闊達な議論をお願いする上で、ライブ配信がそういったところに対してどのような影響があるかどうかということが課題となっていると考えているところでございます。しかしながら、審議過程の透明化を図ることは必要であると考えておりますので、まずは他区でも実施しているホームページによる議事録の公開ということで実施したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○会長 ただいまの説明に関して、御質問あるいは御意見はございますか。

○委員 昨年私がこのことを申し上げたと記憶しております。ほかの審議会等でも同様にライブ配信をしたらどうかということを提案させていただいております。

というのも、今、区議会のほうで委員会室のほうにそういった設備が整っているということで、この審議会だけを特にライブ配信していこうというわけではなくて、それだけの設備がありますので、そんなに複雑な手続ですとか予算をかけずに、こうした情報公開が簡単にできる環境になってきているんだよということを申し上げたかったわけです。

今すぐというわけではないですが、昨今も東京都のほうで情報公開についてはいろいろな議論が深まっておりますし、張りついてこれをライブ配信で見の方が実際に何人いる

のかというような話ではなくて、審議会は常にオープンで、公開でやっているんだぞという事は、一つの区の姿勢として、あるいはこうした審議会の姿勢としては今後求められてきているのかなと思いますので、今回は議事録等の公開は、他区を調査した結果、そういった方向に進んでいくということでございますので、今後また新たな検討課題として、ぜひ引き続き、こうしたライブ配信についてもどこかのタイミングでスタートしていただきたいなということを要望したいと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

設備の問題等も含めて、まだまだ検討事項があるかと思います。今日みたいにこういうところでやってしまうと、できないということになりますので。ですよね、基本的には。そうした点も含めて、どれくらい全体が回せるのかどうかですよね。公開するという問題と、どういう方法でそれを公開するかという問題は別、切り離して御検討いただければと。基本的には公開をしていくということですが、その手段がもう少し時宜にかなった方法もあるのではないかというのが青柳委員の御意見かなと思いますので、検討を進めていただくということで、御要望ですので受けとめていただけますでしょうか。

○事務局 ライブ配信につきましては引き続き検討させていただくということで、今回は、先ほど申し上げたように、ホームページでの議事録の公開をさせていただきたいと思っております。

つきましては、前回の議事録を机上に配付させていただいておりますので、後ほど中身を御確認いただきまして、修正等がございましたら、まことに恐縮ですが、12月20日（火）までに事務局のほうまで御連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

事務局からは以上です。

○会長 この27年度第1回都市計画審議会ですが、発言された委員の名前が全部出ているのですけれども、この形で公開するということですか。

○事務局 公開のときは委員か事務局かで分かれる形で、個別の委員の名前は出さない議事録で公開したいと思っております。

○会長 ということでございますので、よろしく願いいたします。

○委員 それは今後ともそういう形をとるということで理解してよろしいんですか。今のライブ配信の話と議事録でいわゆる個別の名前を出していないという話はリンクするのか

しないのかというところが出てくると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○事務局 ホームページの公開につきましては、委員の個人名はまずはお出ししないで出していくというふうに考えておりますが、今後、ライブ配信というところの検討になれば、議事録についても委員の名前を出すかどうかということも含めての検討になるかと思っておりますので、まずは委員名を伏せての公開というふうに考えてございます。

○委員 わかりました。

○会長 これまでも議事録を公開するときには委員名を伏せていたという理解でよろしいんですか。

○事務局 これまでは、先ほど申し上げたとおり、情報公開請求に応ずる形の公開となりますので、その中で個別に何を出すか出さないかという検討になると思っておりますので、その場合には伏せてというふうに、これまででしたらそういった形でやっていたと考えています。出した経験が私たちございませんので。

○会長 先ほどの参考資料の一覧表を見ると、本台東区については、傍聴と、それから情報公開請求があった場合に写しを交付するということになっていて、※が3つついていますけれども、これを含めて、この動画配信も含めて検討中というのかな、検討を継続しますと。通常これまではホームページでの議事録の公開はしてこなかったということですが、今後やるかもしれない、そういう状況にあるということですね。

○事務局 今回御了承いただけましたら、そういった形で、個別の委員の名前は伏せた形でホームページで、今回資料でつけております議事録を公開していきたいと考えてございます。

○会長 わかりました。そうすると、提案事項として、これまでホームページの公開をしていなかったわけですが、昨年度の第1回の議事録からホームページで委員名を伏せて公開をするという方向をとりたいという事務局からの提案であると受け取っていいんですか。

○事務局 はい、さようでございます。

○会長 ということであれば、そういう御提案がありましたので御了承をいただいております。いいかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○委員 一応確認なんですけれども、発言者の名前を伏せるというのはどういう意図があるんですか。

○事務局 委員の議論の中でどういう過程があったというところを公開していきたいと思

っていますので、まずは、どなたがどういう発言をしたということについては、先ほど申し上げたように、自由闊達な意見を損なわない範囲での公開というふうにはまずは考えておりますので、委員名を伏せたいと思っております。

○委員 そんなにこだわるところではないんですけども、通常、情報量というのは多ければ多いほど、議事録や何かを後からごらんになった方は、いろいろ審議会の流れというのが理解できると思うんですね。委員名を完全に伏せてしまうと、誰が言ったとかいうよりは、議事のやりとりの中でも、同じ人が言っているのかどうかというのちょっと判断しづらいじゃないですか。そういった意味では、もう少し工夫があってもいいのかなと思いますし、あとは、個人名が議事録に載ってしまうから自由闊達な意見が制限されるというのは、それは、それぞれ皆さん、各界を代表して出ていらっしゃる方あるいは学識の先生方が、そのことによって何か発言に制限がかかるということはそんなに考えられないんですけども、実際そういうことがあるんですか。

○事務局 実際にどういう影響があるかということまではまだ検証してございませんが、他区の例でもそういった形でホームページ公開しているところもございますので、まずはそういったところを参考に実施していきたいと思っております。

○委員 法律上は、動画の配信というのは放送にかかわるんでしょうか。あるいは通信ですか。もし放送にまつわるものだとすれば、これはいわゆるリテラシーというんでしょうかね、出演する側も、あるいはそれを放送する側も、例えば言葉の問題であるとか、固有名詞をどこまで具体的に話していいのかとか、いわゆる事前にある程度の教育というんでしょうかね、守るべき放送ガイドライン的なものを皆さんが共有してでないと、ちょっと無防備ではないかなと。要は、突っ込まれたときに防ぎようがないということになりかねないですね。民間で、個人で動画配信している人と公がするものとは違うと思いますね。多分、ほかの区はまだ踏み切れていないというのは、その辺の整備に手間取っている、あるいは大変だということで尻込みされているんじゃないかなと想像するんですが。

○事務局 ライブ配信につきましては、先ほど委員もおっしゃったように、区議会で今やっている状況がございますので、その中で、委員がおっしゃったようなルールというのがどのようになっているかも検証しながら、今後の検討に進めていきたいなと思っております。

○会長 今御指摘があった点は、多分詰めていくと一番ポイントになるところだと思うんですが、放送してはいけない言葉遣いであったり、あるいはもし何か第三者というか当該

関係者からその公開を拒否された場合に、削除するとかそのようなことができるのかどうかという意味も含めてだと思っんですね。

それから、文書によるホームページでの議事録公開というのをほかの区でたくさんやっているんですけども、これは問い合わせをいただいてもいいですし、ホームページでチェックしていただければ、委員名の公開、非公開というのがわかると思うんですけども、私が知っている限りは、公開していない区が多いかなと思います。ただ、これは読んでいけば流れの文脈で大体わかりますので、誰が言ったかが問題になるのか、あるいはどういう流れでどういう議論をしたのかということが問題になるのかというか、知りたいことなのか、その辺も含めて、何も横並びがいいということではないのですが、第一歩を踏み出すに当たって、どうするかという意味では、もう少し状況も調べていただいた上で、台東区としてはこう進めると。

将来、仕組みが変わった時点で、公開していたものを差しかえるということとはできないことではないと思いますので、本日の御提案としては、検討、検討とやっているといつまでもずっとクローズなので、そういう意味では、ホームページ上で文書による議事録の抄録というか、言葉を読みやすく整理したものを、委員名を伏せた形でとりあえず公開していきたい、そういう事務局からの御提案で、動画配信等についてはもう少し検討させてくださいということだと思っんですが、そういう提案が事務局からあったとして、その提案を了承させていただくということによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長 よろしいですか。それでは、きょうの御提案としては、この平成27年度第1回都市計画審議会議事録、抄録と書いてあるものですが、12月20日まで内容に関してそれぞれ発言された委員の皆様からのチェックをいただいた上で、委員名を伏す形で公表すると。「会長」というのは多分残っちゃうので、どうしようもない。名前を伏せたところでは残っちゃうんですけども、それはあきらめていますので。

では、そういう形で進めていただくということを了承させていただきたいと思っます。どうもありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

諮 問

○事務局 それでは、本日の議題でございます花川戸公園の区域変更について、お諮りさせていただきます。

それでは、諮問文を都市づくり部長から会長のほうへお渡し願います。

○伴都市づくり部長

28台都計第588号

平成28年12月5日

台東区都市計画審議会会長

中 林 一 樹 様

台 東 区 長

服 部 征 夫

下 記 の と お り 諮 問 す る。

記

諮問事項

東京都市計画公園の変更について（台東区決定）

よろしく御審議いただきたいと思います。

（都市づくり部長より会長へ諮問文を手交）

5 議 事

（1）東京都市計画公園の変更について

○会長 それでは、本日の審議会の議事に入りたいと思います。

ただいま都市づくり部長より、花川戸公園の区域変更について諮問がございましたので、御審議いただきたいと思います。

初めに、この件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 初めに、花川戸公園の区域変更に至る背景でございます、台東区における観光バスの現状について、事務局から御説明申し上げます。

○事務局 台東区における観光バスの現状について御説明いたします。資料1をごらんください。

東京スカイツリーの開業等により、浅草地域における観光バスは増加傾向にあります。今後、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、さらに観光バスの流入台数がふえる予測があり、訪日外国人がふえている中、早急に対策を講じる必要があります。

課題としては、区が設置している観光バス駐車場は特にピーク時において必要台数を満たしていないため、近隣の道路への違法駐車が行われてしまっています。また、区が設置した二天門通りの乗降場所は観光バスが集中し、近隣に小学校があり、通学路となっているため、交通安全上問題となっています。乗降場所の混雑により、周辺の道路において路上に駐車をしたり、乗降・待機を行っている観光バスが発生し、歩行者の安全や一般交通に影響が出ている状況でございます。

解決に向けた視点としては、①新たな駐車場の整備・確保、②集中する乗降場所の負荷軽減、③乗降・待機に関する仕組みづくりの3つがあります。

恐れ入ります、2枚目をごらんください。こちらが「観光バス乗降場整備と分離について」の資料でございます。現在不足する乗降場を増設し、乗車場と降車場を分ける実証実験を行っております。

乗車場として二天門と東武浅草駅に合わせて5バース、降車場として雷門通り、国際通り、言問通りに合わせて4バースを整備しています。そのうち、二天門通りにおいては花川戸公園の一部にバスベイを設置し、観光バスの滞留を防ぎ、双方向の健全な道路環境を確保したいと考えております。

花川戸公園のバスベイについては、資料右下に「既設乗降場の再整備」というタイトルで計画図を記載しております。また、花川戸公園前の乗降場を乗車専用とし、降車と分離することで、二天門通りにおける観光バスの一極集中による混雑の緩和と観光客の回遊性を高める予定でございます。

簡単ではございますが、御説明は以上でございます。

○事務局 引き続きまして、資料2でございます。東京都市計画公園の変更について、事務局より御説明させていただきます。

○事務局 それでは、東京都市計画公園の変更について御説明申し上げます。お手元の

資料2をごらんください。

項番1「都市計画の種類及び名称」でございます。今回変更するのは、東京都市計画公園、台東第2・2・13号花川戸公園です。

続きまして、項番2「都市計画の案」でございます。

(1) 変更概要でございます。名称は記載のとおりでございます。変更事項といたしましては、1、位置の変更、2、区域の変更、3、面積の変更がございます。

位置につきましては、従来の花川戸一丁目及び二丁目地内で、所在地の変更はございません。

区域につきましては、一部削除と追加がございます。後ほど変更理由のところであわせて御説明いたします。

面積につきましては、現在の約0.52haから約0.53haへ増加いたします。

(2) 変更理由でございます。

花川戸公園は浅草地域に立地しており、今後も東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、さらに多くの観光客の来訪が予想されております。

現在、公園（南側）に隣接する区道東参道・二天門通りでは観光バスが停車し、観光客が乗降しており、歩道に接した公園内では観光客と歩行者が錯綜しております。

こうしたことから、地域の安全性向上を図るため、花川戸公園（南側）の北側の敷地を道路用地として交通安全に寄与するとともに、浅草小学校に接する南側の道路を公園とする都市計画の変更をしようとするものでございます。

下の図面、(3) 計画図をごらんください。花川戸公園は東参道・二天門通りを挟んで南側と北側に分かれております。今回変更となるのは花川戸公園の南側でございます。公園（南側）の北側、東参道・二天門通りに接する部分は、図では黄色にドットで示してありますが、この部分を公園から削除いたします。一方で、図のピンクで示してあります道路部分を公園に追加いたします。

次に、花川戸公園（南側）の現況図と計画図をごらんいただきたいと思います。ホチキスどめしてありますA3判の別紙をごらんください。左が現況図、右が計画図でございます。

左の現況図をごらんください。現在の公園の北側、図で赤のドットで示してあります213.56㎡を公園から削除します。この部分が、現在、観光客と歩行者が錯綜している部分でございます。

右側の計画図をごらんください。図の下にあります浅草小学校に隣接する道路、279.07㎡を公園に追加いたします。小学生の登下校等の利用がありますので、校門前はこれまでのとおり道路とする予定でございます。

1枚お戻りいただきまして、2ページ目をごらんください。項番3「都市計画の策定の経緯の概要」でございます。

説明会は4月13日と5月19日に開催しまして、延べ約110名の方に御参加いただいております。

都市計画案の公告・縦覧は11月9日から11月22日までの2週間行いましたが、縦覧者、意見書の提出ともにございませんでした。

なお、資料にはございませんが、東京都知事への協議を10月6日に行い、「意見なし」との回答を11月7日にいただいております。

都市計画の決定の告示は、本日答申をいただけましたら、年明けの1月16日を予定しております。

以上、資料2「東京都市計画公園の変更について」の説明でした。

なお、資料3につきましては、東京都との協議で使用しました書類で、公告・縦覧の際にも使用したものでございます。ただいま御説明した内容は、この資料を抜粋したものでございます。内容としましては重複しますので、説明は省かせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○会長 以上でよろしいのでしょうか。

○事務局 はい。

○会長 それでは、本日の諮問案件につきましての説明を以上で終わらせていただきます。

ただいまの説明、報告に対して御質問、御意見がございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 今の御説明の中で、校門の前のところは児童の出入りがあるから、公園にせずに道路として残していくという説明があったんですけども、そうすると、今追加した赤い斜線の部分は公園になるわけですけども、ここは児童・生徒は通行できなくなるということになるんですか。

○事務局 今でも実際には公園内の通路というような形でお使いいただいておりますので、今でも通学路として使っておりますし、これからも、公園の敷地にはなりますけれども、今までと同じような形で御利用いただくことはできます。

○委員 そうすると、何で校門の前だけは道路として残しておかなきゃいけないんですか。

○事務局 まず、都市公園法の規定によりまして、公園用地を一部削除するときは同等の面積をふやさなければいけないという規定があるんですけども、東京都と協議した結果、少しでも面積をふやしてくれということ、どこまでふやせばいいのかということ、一応校門のところまでふやせば同等以上の面積を確保できるということ、このような形にさせていただいたわけです。

○委員 ということは、先ほどの説明だと、校門の前は児童の出入りがあるから公園にはできなくて、道路のまま残すというお話だったじゃないですか。それは違うということですか。

○事務局 公園にすると児童の出入りができないというわけではなくて、校門の前ですから道路として残しておいたほうが、実際の使い勝手としては変わらないんですけども、名目的にそのほうがいいんじゃないかということ、そのようにさせていただいたということです。

○会長 今朝、ちょっと早く来たので、ちょうどこの前なので一回りしてきたんですけども、公園になっている部分というのは現状でも道路なんですけど、車止めしてあるんですね。でも、実質的には公園とフラットで公園化して使われていて、緊急車両とか、あるいはここで何かイベントをやるときに車の搬出があるときには車止めを外して入れるような状況になっていると思います。ですから、道路にしておくというのは、そういう車止めを外さないで、場合によってはこの公園のところに車止めをつけても、道路から例えば小型バスで子供たちが遠足か何かわかりませんが、そういうときにバックで校門の前まで車が横づけできるというメリットはあるんだろうと思っています。

公園を少しでもふやせという都の公園の方針ということで、約100㎡ふえるんですかね。

○事務局 65ぐらいです。

○会長 60㎡ですか。四捨五入して0.52が0.53haに変わるということのようです。よろしいでしょうか。

あと、資料2の別紙ですけども、現在は左側の図でいうと花壇みたいな形で、歩道と歩道に沿ったところは公園用地なんですけど、歩道状空地で開放していて、公園の園地に相当する部分との間に花壇等での仕切りがあったんだと思うんですけども、右側の計画図でいうと、その花壇のところまで道路として提供するというか、出しますので、花壇が全

部なくなって、これはフルオープンになるんですか、道路側が。歩道側が。

○事務局 こちらにつきましては、この別紙と私どもが提出した資料1の、大変小さくて恐縮でございますけれども、右側の図面をあわせてごらんいただきたいと存じます。公園で下がっていただいたところにバスを寄せますので、現在ある歩道の部分が公園側に移動してきますので、基本的に今の公園との境のところは歩道が設置されるという予定になってございます。

○会長 歩道と公園との境というのは何もないというか。

○事務局 柵を設けていきたいなど。

○会長 柵を設ける。

○事務局 はい。

○会長 そこまでは書いていないけれども、一応、柵で公園と歩道部分が分けられるようになるかと。

○事務局 そのとおりでございます。

○会長 わかりました。

○委員 そこに従来だと椅子とかが設置してありますよね。ああいうのは設置しない方向なんですか。

○事務局 こちらに今までは設置してあることによって乗降客が滞留していて問題の一つにもなっておりましたので、後で見ていただければわかりますけれども、公園の東側に浅草保健相談センターという建物がございまして、その1階の一部に、今度、待合所を、3月までには工事を終えて、そちらのほうに待機者を誘導していきます。それと、この建物の1階は、観光バスがとまっている西側のところに一般車両がとまるスペースが12台あります。そのうちの半分を、大変申しわけないですけれども、待機スペースという形で、歩道にいた人たちを道路外に待機してもらうようなスペースを設けて、ここの環境は道路あるいは歩道に特化しようという取り組みでございます。

○委員 基本的には、ここは降車場として……。現在実験中ですけども。

○事務局 ここについては乗車場で。

○委員 乗車場で使用していくということで、降車には利用しない。現在実験中ではありますが、方向性としてはそういう方向性をお考え。

○事務局 そのとおりでございます。

○委員 わかりました。

○会長 乗車だけ。降車はさせない。

○事務局 はい。

○会長 わかりました。

○委員 私どもの立場の建築士事務所協会で、ちょうどこの前の浅草小学校、1年に1回点検業務をさせてもらっているんですが、ちょうどこの別紙の斜線部分に車を入れて、どうしても道具がありますので、道具をおろして点検をしているのですけれども、うちだけじゃなくてほかにもいろいろな作業をやる場合に、特に8月の、要するに休み中にいっぱい、学校が休みのときにいろいろな工事をするんですが、この部分で車を、使わせてもらってやっているのですけれども、今後もそれはそういう形で許可を得れば使えるということでしょうか。全く使えなければ、また考えなきゃいけないもので。

○事務局 同様に使えます。

○委員 そうですか。それを聞いて安心です。ありがとうございました。

○会長 許可をもらう先が変わりますよね。これまでは区道ですから、道路管理者が。今度は公園になりますので。

○委員 なるほど。それでは、区のほうに事前に連絡をして許可を得ればいいということですか。

○事務局 言うていただければ大丈夫です。

○委員 わかりました。ありがとうございました。

○会長 ほかによろしいでしょうか。

あと、ちょうど今工事をしていますけれども、その対岸の、この会館の横に新しくトイレがつけられているんですかね。昔からあったトイレを改装しているんですかね。

○事務局 目の前の。

○会長 はい。

○事務局 あそこについては、今、バスベイの工事をさせていただいて、トイレにつきましては、待機場をつくりますので、その中で設けると、あと、公園のところのトイレが2年前に改築していますので、そちらのほうを御利用いただくという考えでございます。

○会長 待機場をこちらの会館側につくるということは、ぞろぞろと30人、40人の団体さんが歩道というか、横断しなければいけないので、その横断歩道が、現在この公園の両端のところですかね、道路がぶつかっているところに横断歩道の線が引いてあると思うんですけれども、その位置は変えないで、そこをぐるっと回ってこちら側へ入るという形

になるんですか。

○事務局 はい。横断歩道につきましては、実はあそこに2つあったんですが……。

○会長 車道を外して両側にやっている。

○事務局 はい、そのとおりでございます。西側の歩道については地元の町会さん、小学校さんと打ち合わせをさせていただいて、バスが引き込むときに内輪差というのが出てきますので、どうしても危ないということで、こちら側の横断歩道については、今、消させていただいて、東側の1本だけ残させていただいて。あと、誘導につきましては、今も誘導員をあそこに配置しておりますけれども、今後についてもあそこの誘導員は続けていきますし、また、待機場のところにも警備員をつけまして、待機所の中にツアーのお客様を誘導するような形で安全対策を進めていきたいと思っております。

○会長 わかりました。では、横断歩道というか、線を引くのは1カ所になるということですか。

○事務局 そのとおりでございます。

○会長 今2カ所あるのを。

○事務局 あちら側は残ります。済みません、こちら側に2カ所あったんです。

○会長 それを1つにまとめるという。

○事務局 そのとおりでございます。

○会長 わかりました。そのようなことになりそうです。よろしいでしょうか。

○委員 この審議会で議論すべきことではないかもしれませんが、私もちょっと早目に来て拝見してきましたが、保健所のほうの待機場所へのアプローチが、今、階段とスロープなんですね。皆さん荷物を持っていらっしゃるとうると、どうしてもスロープを使われる方も出てくるかもしれません。スロープの出口が公園の出口とちょっとずれているわけですね。そうすると、スムーズな移動にちょっと支障を来すかなと。

それから、この下の待機場が、見た限り、何となく排気ガスが充満しているような薄暗いイメージがちょっとありまして。この下ですね。そこを快適に観光客の方々に待機していただくためには、ガラスとかで排気ガスが入ってこないようにするとか、明るいイメージにするとか、何か空間的な工夫が必要かなという気がしました。感想ですけれども。

○事務局 今2点質問をいただきましたので。まず、入り口につきましては、現状の建物の入り口は使いません。新たに学校側のプレイルームというところを使わせていただきま

すので、新たにそちらのほうに入り口を。当然、それに伴って植栽の部分についてはいじっていきます。

ただ、今、委員が御指摘のとおり、段差があるのでスロープというのはなかなか難しいということで。あと、こちらのほうの観光客がバスをおりて、バスの中の荷物というのは大体降ろしませんので、そこについては今後の課題ということで捉えているところがございます。やはり我々も待機場については足りないという認識がございますので、今後、民間人も含めていろいろなところに今お願いして、貸していただけるところについては手を挙げていただくような努力をして。残念ながら今そこについては実を結んでおりません。

あと、この1階の排気ガスの問題でございますけれども、先ほど委員が御指摘のとおり、ガラスという形で。ただ、こちらの部分についてはあくまでも駐車場の一画というところで、面積の緩和がされているところがあるので、用途が発生してしまうとちょっと問題が出ます。ただ、ここについても、先ほど言ったとおり、他のところで今探しているところでのつなぎという形で考えていますので、ずっとここでやるという考えは持っておりませんので、まず広げていくというところで今進めているところがございます。

○会長 よろしいでしょうか。少し囲ってきちんと待機場にするということではできないということですよ。

○事務局 2m弱ぐらいのものについては考えておりますけれども、上までというと、先ほど言ったとおり、面積が発生してしまうので、そこについては——あと、暗いという話については、照明を、置き型にはなってしまいますけれども、そちらのほうについてはしっかりと置いていこうという形で考えております。

○会長 降車場は別のところになるので、お土産をどれだけ買ったかで荷物がどれくらいふえるかが決まるということですね。

○事務局 そうですね。

○会長 わかりました。

それと、一応、待機場というか駐車する場所が別のところで、恐らく無線か何かで時間を決めて、そこから出てきてあそこで乗るのだから、しばらく待っていたり、買い物をしないで早く戻ってきた人は待つ時間が長かったりというようなことになるんだろうと思いますから、余りこの下に車をとめてエンジンをかけっ放しはないと思うんですけども、様子を見て、もうちょっと高くして排気ガスが入らないようにしてあげようとか、それぐらいは少し今後検討してみてください。法令にひっかからない程度にですね。

それでは、ほかによろしいでしょうか。

○委員 私、上野なので、浅草の現状って余りよくわかっていないんですけども、教えていただきたいんですが、左下に観光バス駐車場の現状57台とありますけれども、2020年までに4,000万人という訪日外国人の計画というのがあって、この整備が実際の現状の問題改善にどのくらいの達成度というか、あるいはこれの整備の次にさらなる一手というのは考えていらっしゃるのかどうか。相当の時間がある程度かかるでしょうからという。その辺の現状と将来、2020年までにこのことについての改善についての見通しなり今後の方向性なりがあるのかどうかということを知りたいんですが。

○事務局 まず、観光バスの問題につきましては、区としても取り組まなければいけないという認識はずっとありました。服部区長になってから加速してきたというところで認識しております。ただ、そこからある程度計画をまとめて実行しようということにしますと、現状困っている方がいっぱいいるというところがありますので、計画をつくりながら、短期的にできることをまずは進めろということで御指示をいただきましたので、こういう形で、今、乗降場の分離、あるいはシステムをつくる。

あと、今、委員の御指摘の部分でございますけれども、じゃあ中期的にどうするんだという話になりますけれども、今の乗降場の状態が我々もいいとは思っておりません。乗降場については、やはりある程度のスペースがあって、その中で安心して安定した乗降場を整備するというのが最終的な目標になりますので。ただ、残念ながら台東区、浅草の地域にはそういう場所がなかなか見つからないというところで、暫定的に始めさせていただいた。やはり将来的にはそういうものも含めて、あと駐車場の台数も今の57台で足りるのか。システムを今後構築することによって、今、予約がとれないので、まずは来てみないと現状がわからないということでピークを迎えてしまっていますけれども、それをある程度、予約をすることで分散化することによって、57台でさばけるのかどうかということも含めてこれからちょっと検討して、それを踏まえて駐車場の整備について検討していきたいと考えております。

○委員 私ごとなんですけれども、この前、台東区の会ではとバスに乗って、東京駅の南口のところにはとバスの乗降バースが8バースぐらい並んでいるのかな、ほとんどバスは10分内で。要するに、来てから出発までが大体7～8分。ああいうような仕組みをすることによってバスの回転率は非常に上がるので、そういうソフト的な運用。今、システムというお話が出ましたけれども、その辺も結構鍵なんだろうかと、今、ちょっと感想です

けれども思いました。頑張ってください。

○事務局 うちのシステムも実は10分でやっています。それが今、11月30日から予約をとっていますけれども、2月から開始しますけれども、ここに、今まさしくお諮りいただいているバスベイについて、そこを10分間隔である程度出していくというような仕組みをつくっていきたいと今考えております。

○委員 もう1つよろしいですか。現状で、この実証実験はまだ1週間たっていないんですけれども、二天門のほうは非常にバスが少なくなって、いい状況じゃないかなと思うんですけれども、この実証実験をする前にちょっと見受けられたのが、パンフレットとか新聞を中国の方向けに配っている方が結構いて、そこに人が集まって生徒が通れないとかというようなことも間々あったんですが、そういう方たちが今度、乗車する待機場でまたそんなものも配るといことになるとまたちょっと問題にもなってくると思うので、そこら辺も含めて、警備の方がもちろんついていらっしゃると思うので。せっかくいい状況になりつつあるので、ぜひ実証実験を続けていただいて、いい結果を出していただきたいと考えております。今、委員がおっしゃった、その先のステップまで進められる状況に。

○事務局 そちらについても、今、浅草警察さんとも。今、ガードレールに、前はべたっと張ってあって汚い状況があったところではありますけれども、浅草警察さんとかという連携させていただいて、そちらのほうは今。ただ、今、委員が御指摘のとおり、まだ人が配っているところではありますので、それをどういうふうに取り締まっていくのかとか、指導していくのかというところは課題でありますので、そこはちょっと検討させていただきたいと思います。

○委員 ちょっとお伺いしてよろしいですか。きちんとした旅行者のほうはバスの予約をとっていらっしゃるようなんですけれども、今の中国の旅行者に関しては、我々すごく迷惑している状態で、中華料理屋さんの前だとかそこら辺に堂々と車。特に、昔の仁丹塔の真下、あそこは大体お昼どきになると2~3台バスがとまって、その反対側にとまる。それから、浅草通りも、せっかくシンボルロードができて、道が狭くなったところへまたバスがとめられちゃうので、一番迷惑をしているのは仏壇通りですね。

もう1つは、菊屋橋の交差点から蔵前に向かう新堀通り、右側はかっぱ橋なので車はとめられないんですけども、左側の春日通りに向かっては十分に車がとめられちゃっているというような状態でもって、私のやっている町会なんかでも大変苦勞して、バスの運転士と交渉して、どいてくれというふうに行っているんですけども、全部エンジンかけっ放

しでやられちゃっていて、ああいうのはどういうふう処理したらいいのかというのが一番問題になってくるんじゃないかと思うんですけれども。

○事務局 ちょっとこの説明と離れてしまって大変恐縮で。資料1の2枚目の一番下の「今後の対策」というところで、今、委員が御指摘のところについてもやはり区も問題意識を実は持っております。良心的なバス、協会に入っているところについてはある程度コントロールがきくと思っておりますので、そちらのほうはいいんですけれども、やはり最近ふえてきたインバウンド系のバスについては余りいい顔もしていただけませんので、まさしく区議会のほうにいろいろ御相談をしながら、条例の制定に向けて今動いているところでございます。その条例も正直、観光バス、今のお話のような状況についての条例というのは全国にありませんので、これについては今、警視庁さん、あと国土交通省さんというところを詰めて、まず条例の中でできることを整理しているところでございます。それを踏まえて何とか年度内にはそれをまとめて、まず運用していきたい。そのことによって、まちの安全——やはり、今言っていた環境の面も含めて、そういう形に取り組んでいきたいと今考えているところでございます。

○委員 墨田区の四ツ目通りのちょうど第二機動隊の入り口のところは結構きちんとした誘導員がいて、結構厳しくやられていますよね。だから、ああいうのもいい参考例じゃないかなと思うんですけれども。

○事務局 ありがとうございます。

○会長 この資料による観光バス駐車場に入るバスというのは、浅草寺を観光するというところで降車場で降車して、乗車場で乗車をするという仕組みの中にこの駐車場があって、今のように、レストランの前でおろして、レストランの前でまた食べ終わったお客さんを積んでいくわけでしょう。そのバスの駐車場としてこの57台を使うということにはなっていないということですか。

○事務局 最終的には連動すると思っています。我々、今、警視庁さんともいろいろお話をさせていただいて、ある程度その部分で駐停車ですよね。今のお話の、人が運転席に乗っていようが、観光バスの場合は、乗降車待ちの停車は駐車というのは道路交通法で明記してございますので、そういうところを捉えて、しっかりと、ここはだめなんだよというところを周知して、台東区は小さいながらも23区の中では一番観光バスの駐車場を御用意させていただいている区でございますので、しっかりとそちらのほうに入れてくれというような案内をしていきたいと考えております。

○会長 先ほどお話があったような駐車場の台数ももう少しふやすというよりも、1時間とか、どれくらい時間がかかるかですよね、食事に。あるいは浅草観光で。それによって、バスが行って、とまって、戻ってくるのか、結局ぐるぐるどこか走って戻ってきちゃうのか、その辺の時間のタイミングというのがあるんだと思いますので、余り近くなくても駐車場が必要ならもう少し周辺でふやすことも考えないといけないでしょうし、遠くだと今のように走って戻ってくるのに時間がかかるので、駐車場にお金を出して入っているほどのメリットはないんだということになってしまうと、どこかの路上にということになるんだと思うんですけれども。その辺は多分もう十分検討はされているんだと思うんですが、トータルの観光としてこれからうまく条例を含めて考えていきたい、そういうことでよろしいのでしょうか。

○事務局 はい。

○会長 それでは、よろしいでしょうか。

いろいろ御質問を含めて御意見をいただきましたけれども、ただいいただいた御意見のほとんどは、せつかく今回こういう形で改良するに当たって、全体としての浅草の観光バスのさまざまな問題が少し解決できるように、いわばソフト的な対策を、この際もう少し進めていただければという御意見だったかと思しますので、特にそうした意見を付して今回の諮問に対して答申することはいいかなと。議事録にただいまの御意見等を記して残しますので、今後の浅草のまちづくりに生かしていただければと思っておりますが、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは、お諮りしたいと思いますけれども、ただいまの諮問につきまして、原案のとおり適切であるということで答申をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○会長 ありがとうございます。

答 申

○会長 それでは、全会一致として全員賛成として、原案につきまして適当であると答申

をさせていただきたいと思います。

28台都審第1号

平成28年12月5日

台東区長

服部征夫様

台東区都市計画審議会会長

中林一樹

下記のとおり答申する。

記

諮問事項

東京都市計画公園の変更について（台東区決定）

原案どおり決定することは適当である。

以上です。よろしくお願いいたします。

（会長より都市づくり部長へ答申文を手交）

6 閉 会

午前11時10分 閉会